

「型取引の適正化推進協議会」開催要綱(案)

1 背景・目的

経済産業省では、平成28年9月に政策パッケージ「未来志向型の取引慣行に向けて(世耕プラン)」を公表以降、型取引の適正化を、3つの基本方針(①公正な取引環境の実現、②親事業者・下請事業者双方の「適正取引」や「付加価値向上」、③サプライチェーン全体にわたる取引環境の改善や賃上げできる環境の整備)に直結する取組重点課題の一つとして位置づけ、型取引の適正化推進のために、法令対応、指針策定、普及啓発を行ってきた。

一方、「第7回下請等中小企業の取引条件改善に関するワーキンググループ」(平成30年12月21日)では、平成30年度実施の「自主行動計画フォローアップ調査」において、型管理の適正化は改善の動きが鈍いことが指摘された。また、普及啓発等の取組を通じて、業界特有の支払慣行や所有権の課題など、型取引に係る実態が判明しつつある。

こうした状況を踏まえ、型取引適正化を一層推進するため、標記会議を開催する。

2 名称

本会議は、「型取引の適正化推進協議会」と称する。

3 検討事項

- (1) 型取引の取引条件の明確化
- (2) 「型管理の在り方」についての目安の設定
- (3) 上記議論を踏まえ、報告書の策定

4 構成及び運営

- (1) 本会議の構成員等は、資料3のとおりとする。
- (2) 本会議には、座長を置く。
- (3) 座長は、本会議を招集し、運営する。
- (4) 座長は、必要に応じて、構成員以外の関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。
- (5) 企業等からのヒアリング等実施のため、本会議の下に作業部会を設置する。
- (6) 作業部会の構成員及び運営に必要な事項は、座長が定めるところによる。
- (7) その他、本会議の運営に必要な事項は、座長が定めるところによる。

5 その他

本会議の庶務は、中小企業庁及び経済産業省製造産業局がこれを行うものとする。